

大口町告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

大口町長 鈴木雅博

路線 番号	路線名	区 間	敷地幅員	延長
609	町道中小口 109 号線	大字小口字地藏堂 66 番地先から 大字小口字地藏堂 65 番地先まで	5.0～10.0	57.3
610	町道中小口 110 号線	大字小口字地藏堂 47 番 1 地先から 大字小口字地藏堂 86 番地先まで	5.0～9.2	125.0
611	町道中小口 111 号線	大字小口字地藏堂 54 番地先から 大字小口字地藏堂 85 番地先まで	5.0～9.2	181.5

